


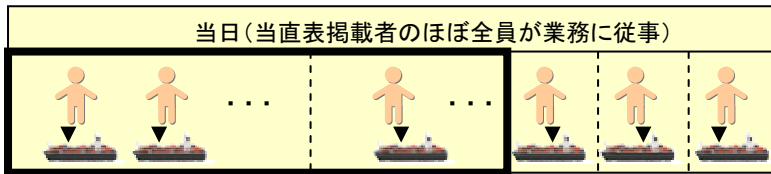
日本水先人会連合会提出資料

ハーバー業務における輪番制の概要について (例：東京湾水先人会横浜事業所)

東京湾水先人会横浜事業所（所属水先人約58人）

- ・所属水先人は、ローテーション(別紙参照)により、各港の当直に当たる
- ・当直に当たる水先人をリスト化し、港毎に当直表を作成して公表(2週間前)

当直表掲載者(所属水先人の約6割)＝出勤者					非番者(約4割)	
横浜		千葉	君津	川崎	 (休暇(休日)者20人 及び休業者等)	
日勤 A B (16人)	夜直 C (8人)	D (5人)	E (3人)	F (2人)		



※1: 通常、一日の勤務で10～13時間は拘束される

※2: 業務量の多い横浜については、当直を日勤(06時～19時)と夜直(16時～翌日09時)に分けて対応

船社・代理店等

- ・水先の申し込み

指名を行う場合

- ・水先の申し込み(72時間前まで)
- 例: X社は、横浜港に正午に入港する予定のX丸について、横浜の当直表掲載者(日勤)から水先人Bを指名



指名を行わない場合

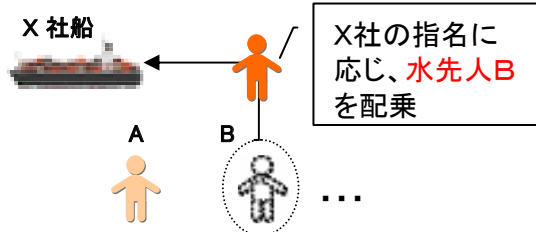
- ・水先の申込み(24時間前まで)

東京湾水先人会横浜事業所

- ・配乗計画の策定

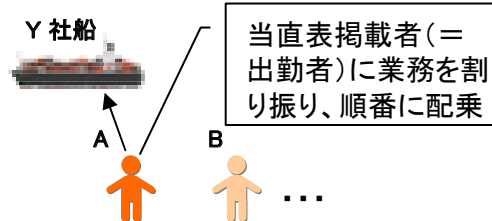
指名を受けた場合

例: X社から水先人Bに水先の申し込みあり



指名がない場合

例: Y社から水先の申し込みあり



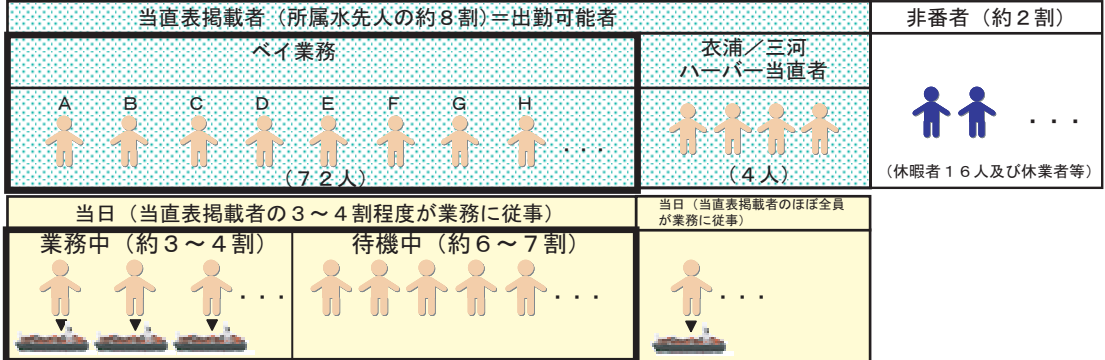
水先業務の実施

ベイ業務における輪番制の概要について

(例：伊勢三河湾水先人会半田事務所)

伊勢三河湾水先人会半田事務所 (所属水先人約 95 人)

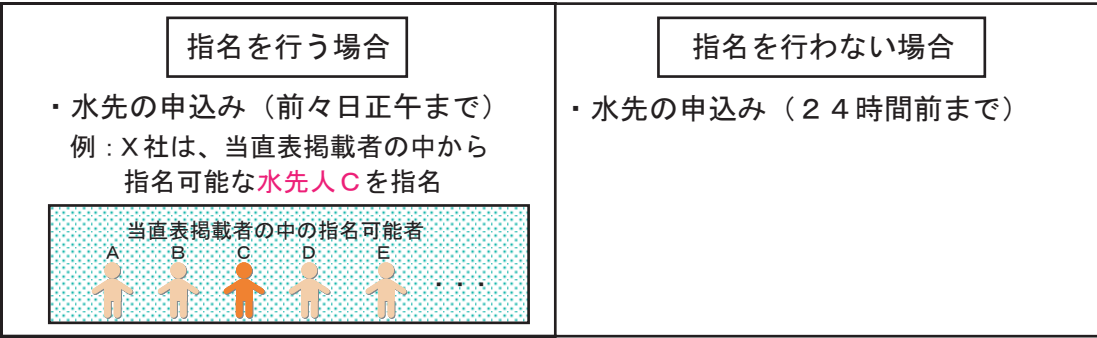
- ・ 所属水先人は、ローテーション (別紙参照) により、業務に当たる
- ・ 出勤可能な水先人をリスト化し、2週間前に当直表として公表



※ 通常、一度の勤務で 24 ~ 30 時間は拘束される。

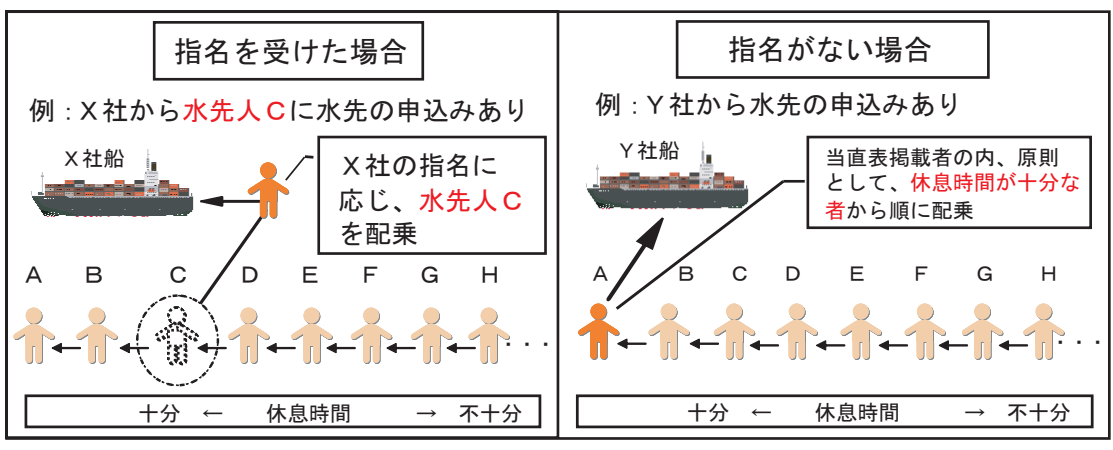
船社・代理店等

- ・ 水先の申込み



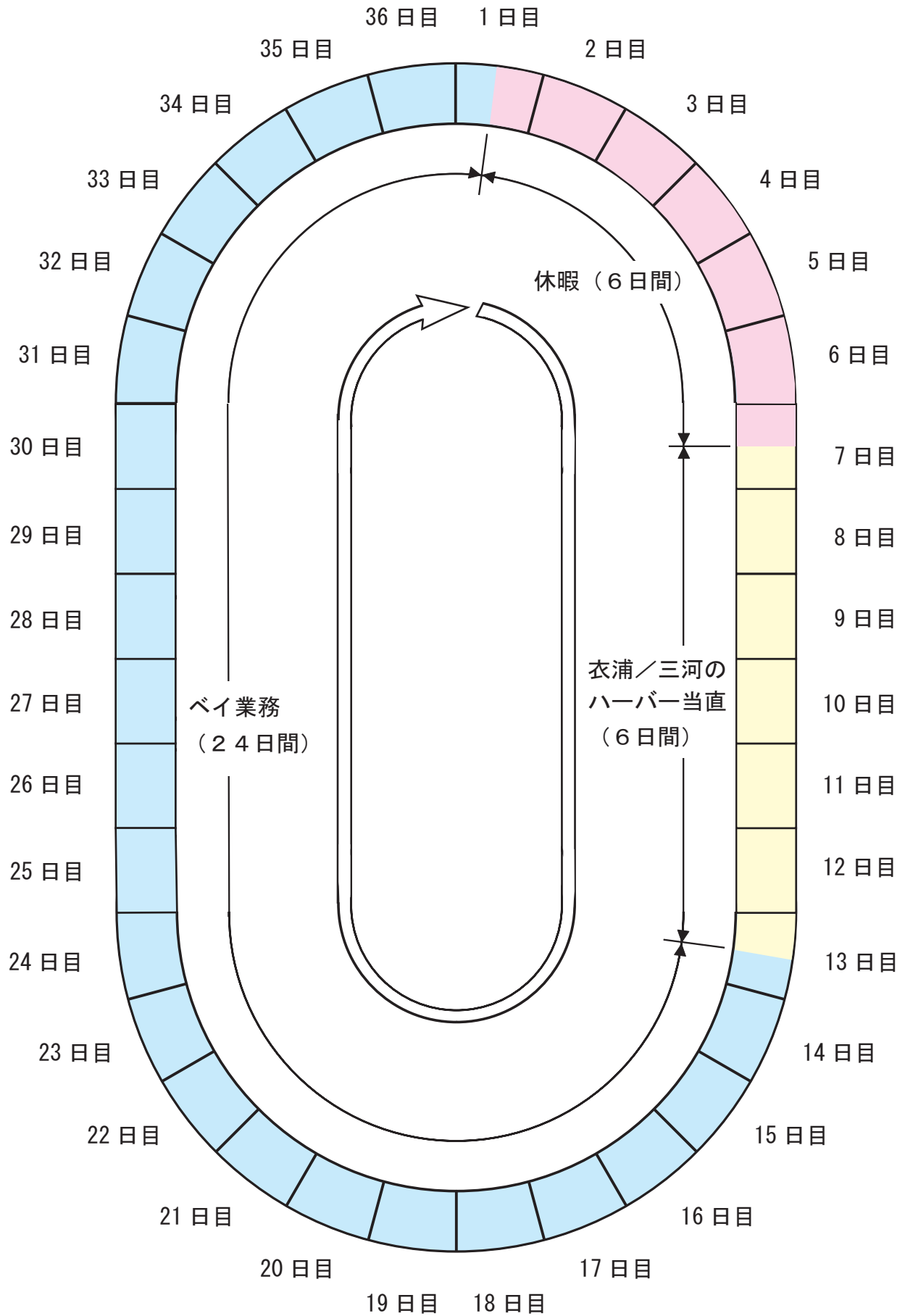
伊勢三河湾水先人会

- ・ 配乗計画の策定



水先業務の実施

個人別ローテーション
伊勢三河湾水先人会半田事務所



複数指名制の概要について

複数指名制とは

船社が△丸の水先要請を行う際、事前指名契約（注）を締結した複数の水先人を指名した上、水先要請を行う仕組みをいう。

注 事前指名契約とは、実際の水先申込に先立ち、水先人の指名を行うことを船社が予め約束する契約をいう。

特徴

船社が1人の水先人と契約した場合、当該水先人が休暇中は指名に応じられないことになるが、複数の水先人と契約することにより、契約水先人全員が休暇中である確率は低くなり、指名の実行率は高くなる。

伊勢三河湾（ハーバー部分）における指名実績

	指名件数	指名実現件数	事前契約者数
・ A社 （平成20年10月～平成21年3月）	5件	3件	6人
・ B社 （平成20年10月～平成21年3月）	13件	9件	9人